

建築都市計画法規

担当教員： 岡辺 重雄

履修年次・区分： 3・4年（専門－展開－計画・デザイナー－選択）

【二級・木造建築士：必修】

授業のテーマ： 建築物を建築し、維持管理していくための社会的秩序として、様々な法規がある。建築に関わる法規について、建築基準法を主軸としつつ、関連法規について学ぶ。膨大かつ難解な現行法規を理解するため、全体の構造を把握し、主要な内容については変遷や規制値の由来等の原理について理解する。また、都市計画法等の関連法規についての概要を把握する。最後に、建築に携わるものの法規（建築士法、建設業法等）とともに、倫理について学ぶ。

この日の授業内容： 構造強度規定



建築基準法では、建築物の安全上必要な構造に関して、柱の太さ、土台や基礎、梁、筋交いなど、一つ一つの基準を定めています。建築士の資格取得を目指す学生には必修の授業です。

「法規なんて面白い訳がないんだからさあ」と仰りながら、図表たっぷりのレジュメや模型を使って授業を進めて下さる岡辺先生。

(2014年7月取材)